

第 80 回小田原市個人情報保護運営審議会会議録

1 日 時 令和 2 年（2020 年）11 月 17 日（火） 午後 2 時から 3 時 20 分頃まで

2 場 所 小田原市役所 4 階 第 3 委員会室

3 出 席 者

(1) 会 長 小室 充孝

(2) 委 員 加藤 敏夫、川口 博三、島貫 憲夫、相馬 茂、成本 喜代子
前田 江美

※欠 席 本田 耕一

(3) 事務局 尾上総務課長、石塚副課長、古澤主任

(4) 説明員 (市税総務課) 下川副課長、河合主任
(保険課) 鈴木係長、脇主査
(情報システム課) 倉本係長、港屋主任
(下水道総務課) 手塚副課長、金井主事補

4 資 料 別紙のとおり

5 会議の概要

(1) 開 会

(2) 議 事

(3) そ の 他

(4) 閉 会

要旨は次の<諮問審議>のとおり

< 諮問審議 >

会 長

それでは、諮問事項（１）「市税・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料滞納者に係る預貯金情報の照会事務」を審議いたします。内容の説明を求めます。

< 市税総務課、保険課、情報システム課説明員入室 保険課鈴木係長が資料１に基づき説明 >

説明員

まず、預貯金情報の照会事務につきましては、市税、国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の滞納処分を行うにあたり、法令の規定に基づき金融機関等に対し文書にて行っております。文書による照会は、回答までに相当の日数を要しておりまして、書面上でのやり取りとなるため、照会を依頼する行政側、また、回答していただきます金融機関側にとりましても、膨大な事務負担が生じているところでございます。

今回お示し致します電子照会サービス pipitLINQ を導入することによりまして、参加している金融機関に対する照会から回答までの期間を短縮し、また、文書のやり取りが無くなることから、相互の事務負担についても大幅な軽減が図れるものと考えております。

一方、国の動向としましては、電子行政の関係閣僚で構成している e ガバメント閣僚会議にて決定した、デジタルガバメント実行計画の中に、この預貯金等の照会の効率化が盛り込まれております。また、昨年 11 月に開催されたデジタルガバメント分科会におきまして、預貯金情報の照会事務については、2023 年度以降原則デジタル化する方向性が示されているところでございます。現在のところ、調査可能な金融機関等は限られていますが、国の動向を踏まえ、今後利用できる金融機関等が増加することが見込まれております。

資料 1 のオンライン結合関係図にて、個人情報の流れについてご説明させていただきます。まず、滞納情報は、滞納整理管理システムで管理しております。このシステムから照会にあたり必要となる個人情報、氏名、住所、生年月日といったものにつきまして、データ抽出を行い、専用ツールにて変換したデータを、行政機関を結んでいる専用ネットワークである LGWAN 回線を介して、取引照会のソリューションを行っている pipitLINQ に送信いたします。データを受信した pipitLINQ は、IP ネットワークもしくは eB ネットワーク回線を介して照会先の金融機関等の運用端末にデータを送信いたします。なお、使用する回線につきましては、一般のインターネット回線とは隔離されている行政機関専用ネットワーク回線及び金融機関専用のネットワーク回線で

あるため、秘匿性の守られるネットワークであり、不正アクセス等に対する安全性は確保されております。ここまでが照会する側の流れとなっております。そして、金融機関等が作成した回答データが、pipitLINQ に送信され、pipitLINQ が行政機関毎に LGWAN 回線を介して送信し、行政側が回答データを LGWAN 端末において確認するという流れとなっております。配布した資料の pipitLINQ の概要では、ただ今ご説明した電子データの流れがもう少し詳しく図解されております。

続いて、配布した資料の pipitLINQ の主な機能をご覧ください。滞納整理管理システムから対象者データを抽出して調査依頼データを csv ファイルで作成いたします。そのデータを LGWAN 端末で pipitLINQ に送信、その後③～⑥を経て pipitLINQ から受信、滞納整理管理システムにデータを登録し、一連の作業が全て終了する形になります。この資料では、滞納整理管理システムと LGWAN 端末がそれぞれ別々に記載されておりますが、本市におきましては、滞納整理管理システムの運用端末に LGWAN 回線による送受信を可能とする LGWAN 端末としての機能を併せ持つ形にすることを予定しております。なお、この市税・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料滞納者に係る預貯金情報の照会事務につきましては、法令に基づく調査事務であることから、小田原市個人情報保護条例第 10 条第 1 項第 1 号に該当しておりますが、小田原市個人情報保護運営審議会規則第 2 条その他の重要事項に該当することから、本審議会にご意見を伺うものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

会 長 委員の皆様からご質問ございますか。

委 員 (株) NTT データと (株) シンクという複数の会社がシステムに関わると情報漏洩の危険性が高まると思うので、オンライン結合関係図にある様なシステムでなければいけないのかと個人的には疑問を感じています。ペーパーレス化を目指していると思われるのでデジタル化は進めてもらいたいですが、(株) NTT データかその直接の子会社が保守するといった体制があるべきなのではないでしょうか。

説明員 使用している滞納整理管理システムのベンダーが、(株) シンクで、システムの保守をしておりますが、この pipitLINQ には、(株) シンクは関わりを持ちません。基本的に、この調査システムの構築にあたりましては、国税庁が音頭を取り、一つの標準化された形で提示しています。同様のサービスを (株) NTT データと日本 ATM (株) という会社が

実施しており、双方が先程お話しした政府の機関に参加し、国税庁と共にこの調査システムと、やり取りするデータの規格の統一が必要になりますので、そういったものは国レベルで検討して、市町村も利用するよう提案を受けたという立場ではございます。そのため、小田原市単独でこういったオンラインのシステムを独自で開発して、それぞれの金融機関と契約するとなりますと、かなりの手間や経費がかかってくると思います。

LGWAN 回線というのは、総務省が主導している回線になりますし、IP・eB 回線というのも基本的には銀行間の決済等で使うシステムになりますので、ここの秘匿性は確保できます。それから、(株) シンクや pipitLINQ の (株) NTT データの人間がデータを覗くことがあるのではないかについては、基本的にはデータのやり取りについては、それぞれの社員は中身を見ないことが原則になっております。残されたデータにつきましても、おおむね 30 日程度で消去するという話を聞いております。実際に本当に個人情報漏洩といったものが無いと言われてますと、確かに故意でデータを抽出しようとするれば、100%無いとは言いきれませんが、現状 (株) シンクとは個人情報に関する取り決めに契約上でしておりますし、(株) NTT データともそういった個人情報の取り扱いを厳守する内容の文書を取り交わしたいと思っております。

委員 諮問事案書にある個人情報取扱の流れに「滞納整理管理システム (株式会社シンク) による抽出した照会データを (株) NTT データ提供のツールを用いて変換し」とありますが、そのツールとは具体的に何を指すのでしょうか。

説明員 マイクロソフトエクセルを基にしたツールを考えております。

委員 同じく諮問事案書のオンライン結合を行う理由の所で「双方の事務負担が大幅に軽減するとともに、郵送上のトラブル等による個人情報の流出の危険性を未然に防ぐことができるため」とありますが、これは双方というよりも、小田原市の負担が減ることが主旨だと思います。例えば、第一生命さんや三菱 UFJ 銀行さんは、書面でお客様から大量の問い合わせや口座振替用紙が来ます。これらの会社については厳格なマニュアルが昔から存在していて、デジタル化したくてもできないのです。それは金融機関ではどんな小さな所でもそういう形になっていますので、双方のという表現は的確ではないと感じました。

説明員

このシステムに参加を予定している、もしくは調整をしている金融機関等といくつかお話させていただきましたが、例えば地元の金融機関ですと、今仰ったこととは真逆のことを聞きました。照会業務のために人数を用意して、全て紙ベースで一人一人の分についてデータのやり取りをして、その全ての決裁をとってというのが正直に言って大変だそうです。この地域の金融機関であっても、税務署、神奈川県、それから近隣の2市8町が一斉に一つの金融機関に対して膨大な数の照会をかけているということで、かなりの負担であると伺っています。そこは地元の金融機関ですが、当然それを統括する全国規模の所がございます。そこが、この pipitLINQ や日本 ATM (株) のシステムについて積極的に参加するように呼びかけをしているとのことで、小田原市が導入するのであればすぐに参加しますというご意見を伺っていますので、一定の効果はあるのではないかと考えております。また、他市の状況ですと、神奈川県内は参加が少ない状況になりますが、東京都内でこのシステムを運用している所にお話を伺ったところ、非常に効果が高く、金融機関の方からも助かったという声を聞いているそうなので、現状では効果が得られるシステムであると考えております。

会 長

照会をかけるときは、いくつか金融機関を選択して照会するのですか。それとも、この人についてどこかに口座がありますかと、全国に投げかけるのですか。

説明員

金融機関毎にフラグを立てる必要があります。なので、一斉に照会をかける場合は全ての金融機関にフラグを立ててデータを送らなければいけません。

会 長

小田原市の場合は、おそらく市内に本支店がある金融機関に照会をかけることが多いと思いますが、現在このシステムに参加している金融機関は、全国規模の金融機関であれば参加しているが、地方銀行は参加していないといった状況はあるのですか。

説明員

都市銀行の方が、参加が遅れている状況です。小田原市で取引している銀行ですと、横浜銀行、スルガ銀行、静岡銀行の3行につきましては現在運用しています。なかでも静岡銀行は、この運用に切り替えてほしいという要望が強く、切り替えなければ手数料を取るとのお話もあるくらいです。

会 長

信用金庫はどうですか。

説明員 信用金庫については、データを一括管理している全国規模の所は対応ができるようになっていきます。個別のものになりますと、さがみ信用金庫は、手を挙げればすぐに使えるように準備を進めているそうです。

会 長 郵便局はどうですか。

説明員 ゆうちょ銀行は2022年に導入予定だそうです。

会 長 金融機関側が負担に感じる所は参加しないと思うので、金融機関側にもメリットがあるから参加するのですよね。

説明員 はい。

会 長 このシステムに対応できない所には、従来通り紙で照会をかけるのですね。

説明員 はい。また、生命保険会社の協会にも声をかけているそうです。

会 長 生命保険の解約返戻金等を差し押さえるように、同じ様なシステムが近いうちにできるかもしれないということですか。

説明員 はい。これは聞くところによりますと、日本年金機構からかなり強い希望が出ているそうです。

会 長 医療保険料の滞納整理の関係で、強く推進しようとしているのですね。

説明員 そうです。

会 長 これにはマイナンバーは使うのですか。

説明員 現状では、マイナンバーと預金口座との紐づけの具体的な道筋がまだ示されておりません。

会 長 現状は諮問事案書の項目名にある情報でやり取りをして、将来マイナンバーが必須になるかどうかはわからないということですね。

説明員 国税庁は希望を持っているようですが、今のところはわかりません。

委 員 LGWAN 端末には滞納整理管理システム以外のシステムは入っていますか。

説明員 滞納整理管理システムのみです。

委 員 先程の説明で（株）NTT データと日本 ATM（株）が、このサービスを行っているとありましたが、現在小田原市では、（株）NTT データのものが適しているのですか。金融機関によっては日本 ATM（株）のシステムを使っている所があつて、そこと照会はできないけれど、（株）NTT データの方が、小田原市が使う金融機関が多いのでしょうか。

説明員 日本 ATM の方で使える金融機関が、東北や北陸地方のものが多く、小田原市としてはメリットがほとんど無いものとなります。（株）NTT データは、横浜銀行、スルガ銀行、静岡銀行という大所が全て含まれていますので、現段階では（株）NTT データの方に参加しています。

委 員 2社がシステムを運用しているのは、最初に入札でとったのでしょうか。

説明員 国の側からデジタル化できないかと業者を呼んで、一緒にシステムを構築しましょうという感じです。民間の力でデジタル化できるものを進めていく検討を始めたものの一つの結果です。

委 員 将来的にもっと遠くの金融機関に照会しなければならい時には、日本 ATM（株）とも契約しますか。

説明員 今のところ2社の内1社はこちらが求めている金融機関での取扱いがないのですが、今後そういったところが互角になってきて、同じ様なサービスを複数の会社がやっていたら、そこで入札を行い安い方と契約します。もしくは、例えばプロポーザルの様な形

をとって、確実にその安全性が確保できるとか、確実性が保てるとか、そういったことを審査した上で、設定することは将来的にはあり得るかと思います。ただ現状では、こちらの求めている金融機関の関係からすると、この（株）NTT データのシステムが一番適しています。

委員 先程データが 30 日残るとお話がありましたが、実際残るデータというのは、資料の図でいうとどこにあるものなのでしょうか。

説明員 オンライン結合関係図で言いますと、（株）NTT データの取引照会ソリューション（pipitLINQ）です。回答の結果というのは、データそのものがいっぺんに流れてくるわけではなくて、まず結果が来たという通知が来て、そこから形の上ではこちらが取りに行くという段取りになります。逆に言うと、ある程度保存をしてもらわないと、こちらが休みに入るなどして取りに行けないと、どんどん消されてしまうので、それが 30 日ということの一つの基準だと思います。

委員 1 件照会すると 1 件結果が返ってくるイメージですか。

説明員 例えば、一人に対して一つの金融機関に照会をかけていけば、返ってくるのは 1 件です。それが一人の人物について複数の金融機関に照会をかけると、複数の金融機関から結果が返ってきます。

委員 照会のデータを送れば即日で返ってきますか。

説明員 こちらから、pipitLINQ に照会データを送ると、pipitLINQ 内でデータの整理をし、各金融機関にデータが送られます。各金融機関で処理されたデータは、pipitLINQ に送られ、各市町村に振り分けて送るデータに作り直されます。さがみ信用金庫に聞いたところ、夕方までにデータが届けば、夜の内に処理をして翌日の朝には結果を出せるというお話を聞きました。しかし、それぞれの金融機関によって運用や状況が違うとは思いますが、一応（株）NTT データのふれこみとしては、一週間程度あれば、おおむねこの金融機関からも回答が得られるとのこと。現在は、最短でひと月、長い場合は 4～5 ヶ月かかってようやく回答をいただける状況なので、このシステムで少しでも早い段階で

回答をいただければ、迅速な滞納処分が可能となります。

委員 今回の諮問事案書の項目名に口座情報とありますが、口座があるかないかを調べるものなので、最初に LGWAN 端末から pipitLINQ に投入する情報には口座情報は入っていないのですよね。

説明員 入っていません。口座情報は一方通行です。

委員 小田原市の保険料と市税の滞納情報全体の数から、大所の横浜銀行、スルガ銀行、静岡銀行の割合は数字で言うとどうなりますか。

説明員 だいたい 25%弱です。

会長 ちなみに、どのくらいの照会をかけているのですか。

説明員 年間になりますが、市税がだいたい 25,000 件、保険料がだいたい 19,000 件です。

会長 照会先の金融機関には手数料はお支払いしているのですか。

説明員 基本的には国税徴収法という法律に基づく強制調査になりますので、実費以外はお支払いしていません。実費というのはコピー代で、請求があった金融機関に払っています。

会長 もしわかったら教えてほしいのですが、都市銀行や大手銀行が参加しない理由はわかりますか。

説明員 全体的な所はわかりませんが、みずほ銀行は、このシステムを地域限定で運用しています。その理由としては、日本全国から来るデータがどのくらいかわからず、一気に来ると色々な方面に迷惑がかかるということで、まずは東京 23 区のみに行っているようです。それで問題なければ、順次他の地域にも広めていくようなお話を聞いています。

会長 処理するコンピューターの能力を超えてしまいダウンする危険があるのですね。

説明員 そう伺っています。また、銀行によって各拠点にある事務センターで照会業務を担う所があれば、各支店で全てを対応している所もあるので、その辺の調整も大変なのかと思えます。

委 員 照会をして口座があった場合は、滞納者に対して通知するのですか。

説明員 資金を動かされてしまうので、滞納者には一切連絡はしません。国税徴収法という法律で認められていますので、口座を見つけて、こちらが必要だと判断すれば、すぐに差押えをして、強制的に取り立てをします。

会 長 他にいかがでしょうか。

委 員 (質疑なし)

会 長 よろしければ質疑を終わりにします。説明員の方は、ご退席ください。

<質疑応答終了 説明員退室>

会 長 それでは審議に入ります。
諮問事項（１）について、ご意見いかがでしょうか。

委 員 (意見なし)

会 長 ご意見がなければ、諮問事項（１）「市税・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料滞納者に係る預貯金情報の照会事務」について、承認・不承認の採決をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委 員 (異議なし)

会 長 ご異議ございませんので、採決をいたします。諮問事項（１）を承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

委員 (全員賛成)

会長 全員賛成と認めます。よって、諮問事項(1)は承認することといたします。

会長 それでは、次に、諮問事項(2)「下水道受益者負担金の徴収猶予解除事務」について審議に入りたいと存じます。内容の説明を求めます。

<下水道総務課説明員入室 手塚副課長が資料2に基づき説明>

説明員 今回諮問する事項は、下水道受益者負担金の徴収猶予解除事務における個人情報(農地基本台帳及び農地転用事務)の目的外利用についてです。まず、下水道受益者負担金についてご説明いたします。

この受益者負担金は、公共下水道が不特定多数の人の利用する道路や公園等と違い、限られた区域の方のみが利用することのできる施設であることから、都市計画法第75条を根拠として、昭和41年3月から下水道事業により利益を受けられる方、いわゆる受益者に、下水道建設費の一部をご負担いただいているものです。また、徴収猶予制度とは、受益者負担金の賦課対象地が、小田原都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則第10条負担金の徴収猶予に記されている徴収猶予の対象となる土地である場合、徴収猶予事由が消滅するまでの間、徴収を猶予することができる制度です。

諮問の理由ですが、猶予制度を利用した土地が宅地化されると猶予を解除しなければなりません。この手続きを迅速に行うにあたり、徴収猶予事由が消滅したことを確認できる、農業委員会で保有する農地基本台帳及び農地転用事務に関する個人情報を利用するためです。農地基本台帳に関しては、現状農地である土地を確認するため、農地転用事務に関する個人情報については、農地から宅地等に転用した土地を確認するために使用いたします。

現在は、資産税課から年に一度提供を受けている土地課税台帳により、課税地目の変更が確認できた時点及び下水道部内の排水設備工事台帳や開発の起案等で宅地化が確認できた時点で、徴収猶予の解除を行っています。しかし、資産税課の課税台帳は、毎年12月末の情報が翌年3月頃に提供されること、下水道部内の排水設備工事台帳や開発の起案等は、宅地化されてからすぐに情報が回ってこないことがあることから、徴収猶予中の土地が宅地化されたことを最も早く確実に知ることができる農業委員会の個人情報を活用しようとするものです。以上で説明を終わらせていただきます。

会 長 委員の皆様からご質問ございますか。

委 員 下水道の排水設備工事の台帳というのはどこが保有しているのですか。

説明員 こちら下水道総務課です。

委 員 開発行為の起案はどちらから回ってきますか。

説明員 開発審査課からです。

委 員 農地から農地ではないものに転用した時に、この徴収猶予解除がされるということなら、農地所有者の台帳は取得しなくてもよいのではないかと思います。農地転用手続きを行った時に、農業委員会から下水道総務課に情報が提供されれば足りるのではないのでしょうか。もう一つ、諮問事案書の最後に、本人通知を行わない場合は、その理由という欄がありまして、本件は本人通知をしないことになっています。しかし、農地から農地でないものに転用すると下水道料金が発生するので、本人に通知すべきではないかと感じました。

説明員 2点お尋ねがありましたので、まず農地台帳を閲覧することについてお答えします。これまで資産税課の課税台帳等で農地でなくなったタイミングをこちらでも把握してきたのですが、例えば、農業委員会で農地転用の届出はしたけれど、まだ宅地化していない様な場合には、こちらで把握できていないケースも考えられます。下水道総務課で徴収猶予をしている土地は660ヶ所あるのですが、それが引き続き農地であることを確認するために、農地台帳で農業委員会の農地として管理されていることをまず確認させていただきたいです。農地転用事務というものは毎月行われていて、農業委員会にもストックはされているのですが、過去に、もう転用の届出がされていて農地でなくなってしまったものは、いつ農地転用が行われたかを探すのは非常に困難になります。そのため、現在農業委員会の農地台帳に残っているか、徴収猶予を継続してよいかの再確認をしたいと考えています。そのうえで、今後農業委員会での農地転用の届出がされたものに関しては、徴収猶予を取消す対象にしたいという風に、2段階での手続きを考えています。

委員 現況も見るということですか。

説明員 必要であれば現況を見ることもあるのですが、基本的には、農業委員会や、今まで取得していた資産税課の課税情報で農地でなくなったことを確認できれば、こちらで、その所有者に徴収猶予を解除するというお知らせをします。

それから2点目の本人通意の実施の有無については、こちらで農地台帳を見たい旨を相手に通知しても、相手が断るという選択ができないという意味合いで、この様に書かせていただいたものです。

委員 そもそもの質問なのですが、農地を持つ方が宅地にする場合に、申請する先が農業委員会なのですか。

説明員 そうです。市街化区域の農地に関しては、例えば、所有者が農業をやめて家を建てようとするれば、自己利用の届出になりますし、農地を他の人に譲る場合は、権利を移転する届出を農業委員会にする必要があります。

委員 農業委員会は小田原市役所内にあるのですか。

説明員 はい。

委員 小田原市個人情報保護条例において、農業委員会は実施機関の一つとなっていますが、農業委員会という組織が持つ情報や管理責任についてどう理解すればよろしいでしょうか。

事務局 農業委員会の情報は農地法という法律に基づいて管理されており、責任者は農業委員会長となります。農地法第51条の2で、情報の利用や提供が認められています。

会長 それであれば、諮問をかける必要はなかったということになりますか。

事務局 法律では包括的に認めていますが、今回は個別的に諮問をかけて、念のため意見を伺うものです。

会 長 農地が宅地化したことの捕捉が遅れた時に、土地の所有者にとって不利益はありますか。行政側の不利益だけなのでしょうか。

説明員 徴収猶予を解除した時点で、今まで猶予していた負担金を一括で納付していただくこととなりますが、金額が変わるわけではありません。行政側としては、農地を転用してから5年経つと時効となり、いただくべきであった負担金を徴収できなくなります。

会 長 既にある捕捉手段で漏れてしまうことはあるのですか。

説明員 農地転用の届出をしたこと自体が、徴収猶予の取消要件にあたりますが、農地転用の届出はしたが現況を変えなかったため、資産税課で農地としての課税を変えないままならば、そのまま取消しせずに年月が経過してしまうケースが起り得ると思います。

会 長 徴収猶予の制度自体は最近できたものなのですか。

説明員 以前からあります。

会 長 正しい事務をする上で支障が分かったので、それを解決するために正しく捕捉しているようにするものですか。

説明員 その通りです。

委 員 市の行政にとって、人の管理と同様に、土地の管理というのは基本情報だと思うのですが、将来的にデジタル化していく計画はありますか。お話にあった漏れというのは、市民からすると不平等なところがありますし、今の事務のやり方をお聞きすると、もう少し頑張っていたきたいです。データベース化すれば、今回の様な業務はもっとスムーズになるはずですよ。

説明員 現在どこに下水道が入っているかというのは、コンピューター管理しておりますが、受益者負担金については、下水道の工事がされた最初のタイミングのみで賦課や徴収猶予をしますのです、それらがうまくリンクしていない部分があります。これについては、

今後下水道部で管理している下水道台帳システムに、受益者負担金の賦課や徴収猶予の情報を取り込んで、漏れがない形をとっていきたいと検討を進めているところです。

委 員 受益者負担金は面積に応じて賦課されるのですか。

説明員 現在小田原市では、1㎡あたり280円という単価を定めておりますので、150㎡の農地が宅地になると、徴収猶予を解除して42,000円の負担金を払っていただきます。

委 員 土地の転用によってこういった問題が発生する可能性があるものは他にありますか。

説明員 私の知る限りでは、農地を転用して現況が変われば、土地の評価が変わりますので、固定資産税が影響を受けます。それについては元々資産税課と農業委員会が情報のやり取りをしているとは聞いております。

委 員 以前この審議会で、業者が無許可で下水道管を接続してしまい、その下水道料金をとらなかったことについての審議があったのですが、その後どうなりましたか。

説明員 こちらの条例で業者の無届工事に対する罰則を設けて、その内容について周知をしているところです。

会 長 他にいかがでしょうか。

各委員 (質疑なし)

会 長 よろしければ質疑を終わりにします。説明員の方は、ご退席ください。

<質疑応答終了 説明員退室>

会 長 では審議に入ります。
諮問事項(2)について、ご意見いかがでしょうか。

各委員 (意見なし)

会 長 ご意見がなければ、諮問事項(2)「下水道受益者負担金の徴収猶予解除事務」について、承認・不承認の採決をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員 (異議なし)

会 長 ご異議ございませんので、採決をいたします。諮問事項(2)を承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

各委員 (全員賛成)

会 長 全員賛成と認めます。よって、諮問事項(2)は承認することといたします。

会 長 では、3のその他に移ります。事務局から何かありますか。

事務局 特にございませんが、今回の会議録につきましても、事務局で草案を作成後、委員の皆様へ郵送させていただき、ご確認をしていただいた後、行政情報センター、ホームページにて公開させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

会 長 それでは、これで第80回個人情報保護運営審議会を終了いたします。

第 80 回 小田原市個人情報保護運営審議会 資料一覧

●次第

●資料

・諮問事案書ほか